

No.	資料名	該当頁	項目番号			質問	回答	質問者企業名	
1	業務要求水準書	3	II-2	(1)	1)	④	「取替え不可能なものを除いて全て更新すること」との記載がありますが、脱水機棟の外壁に設けられている既存換気ガラリは更新対象外と考えてよろしいでしょうか	更新対象です。	大日本土木株式会社
2	業務要求水準書	3	II-2	(1)	1)	④	業務要求水準書(案)に関する質問及び回答No.76によると躯体コンクリート内に埋め込まれた配管(電気)については更新対象外とありますが、更新対象外の配管を再利用し、ケーブルの引替えを考えてよろしいでしょうか。	躯体コンクリート内に埋め込まれた配管(電気)については再利用されても結構です。	大日本土木株式会社
3	業務要求水準書	3	II-2	(1)	1)	④	脱水機棟の電話設備については、「千葉県水道局北総浄水場排水処理棟建築に伴う電気設備工事」完成図書より、本館より回線を引込んでいると考えられますが、今回更新では、新たに脱水機棟に単独で引込を行うと考えてよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。	大日本土木株式会社
4	業務要求水準書	4	III-1	(1)			事業用地は別図-1・赤色の線で囲まれた範囲との旨が記されています。 (1)別図-1からは事業用地範囲に浄水場殿場内道路は含まないと見えます。この通り判断して宜しいでしょうか。 (2)敷地境界点は書面にて別途水道局殿より提示頂くものと考えて宜しいでしょうか。	(1)については、ご理解のとおりです。 (2)については、H21.8.25の現況調査時に説明したとおりですが、別途書面により敷地境界点の提示が必要なら後日提示します。	メタウォーター株式会社
5	業務要求水準書	4	III-1	(1)			既設排水処理棟機器搬出入口は薬品沈殿池側にあることより、建設、修繕業務では場内道路の使用が必須となります。 事業用地に場内道路を含まない場合、建設、修繕工事時に場内道路を借用させて頂くことで宜しいでしょうか。	建設、修繕工事時に場内道路を借用することは可能です。 浄水場の支障とならないよう水道局と事前協議・調整のうえで使用してください。	メタウォーター株式会社
6	業務要求水準書	6	III-2	(1)	2)		緊急時の水道局との協議について、全ての既設脱水機が更新された後、とありますが、平成23～25年度の間で、既設脱水機を事業者が運用する期間がある場合も、緊急時には協議のうえ対応するものと考えて宜しいですか。	お考えのとおりです。尚、工事期間中は脱水設備能力不足が不可避のため、頻繁に協議を要する可能性があることに留意願います。	メタウォーター株式会社
7	業務要求水準書	8	III-2	(5)			「水道局・事業者の取り合いについては両者の協議により事業区域境界付近にハンドホールを設置することとし、当該位置を施工及び管理の取り合い位置とする。」と記載されていますが、既設ハンドホールは流用可能と考えてよろしいでしょうか。	既設ハンドホールは更新してください。	メタウォーター株式会社
8	業務要求水準書	8	III-2	(5)			計装データの伝送については「水道局が指定する通信方法に対応した接続端子を事業者が設置する」と記載されていますが、通信方法はFL-NET等の汎用の通信方法と考えてよろしいでしょうか。	通信方法はFL-NETとします。	メタウォーター株式会社
9	業務要求水準書	8	III-2	(5)			「排水処理施設内に水道局が指定する通信方法に対応した接続端子を事業者が設置する。ただしケーブルは接続端子まで水道局にて布設する」と記載されていますが、別紙6における、4.内線電話(排水処理棟～中央管理本館の連絡用内線電話配線)についても、本文に準じた所掌区分での施工が可能と考えてよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。浄水場内のみでの連絡ならば、従来方式でかまいません。	大日本土木株式会社

No.	資料名	該当頁	項目番号			質問	回答	質問者企業名
10	業務要求水準書	8	Ⅲ-2	(5)		別紙6において、排水処理棟エレベーターのインターフォン及び事業所内「侵入」について中央管理室へ伝送するようにご指示いただいておりますが、排水処理施設の入口施錠のほかに機械警備システムを導入し、夜間自動通報にて警備会社へ通報するよう計画する場合、警備の責任区分を明確にする上で、伝送は不要と考えます。ご検討をお願いいたします。	責任区分は事業者であっても局も共有すべき重要な情報が含まれていますので、伝送してください。	大日本土木株式会社
11	業務要求水準書	8	Ⅲ-2	(5)		(別紙6)ITV設備映像信号(排水処理棟屋上カメラNo.2)を伝送するよう記されていますが、既存で伝送していると考えます。要求水準(P9、1)、④項既存コンクリート建築物・構築物の有効利用より、本ITVの維持管理は事業者所掌外であるため、伝送項目の対象外として下さい。(要求水準書P8、(5)計装データの伝送、で記す計装信号とは適用ケーブル種類も異なることが想定されます。)	ITV映像信号は伝送項目の対象外とします。	大日本土木株式会社
12	業務要求水準書	8	Ⅲ-2	(5)		(別紙6)「赤外線警報装置受信盤は浄水場管理室のみ」と記載があります。具体内容が不明確ですので補足御願います。 ・伝送方式等検討のため、この赤外線警報装置システムの仕様を御教示お願いします(既存システム流用と想定します)。 ・また本赤外線警報装置受信盤並びにシステムは、別紙-3の建築電気設備の対象設備に記載がありません。事業者維持管理は不要としてよろしいでしょうか。	提案により事業者が事業区域内に赤外線警報装置を設置する場合、伝送項目としてください。 既存の赤外線警報装置一式は県水道局にて維持管理します。	大日本土木株式会社
13	業務要求水準書	8	Ⅲ-2	(5)		排水処理施設と浄水場設備との計装信号及び状態信号(接点信号)の授受について、排水処理設備更新後は排水処理施設側に「県水道局殿指定の通信方式に対応した接続端子」を用意して信号取り合いを行うものと考えます。設備更新後は不使用となる信号や信号ルートが変わるものが発生すると思えます。ケーブルの撤去・更新の施工区分は原則下記のように考えてよろしいでしょうか。 排水処理施設外の設備とのケーブル施工区分 ①既設排水処理設備と取り合いのあるケーブルで、今回不要となるものは事業者にて撤去する。 但し撤去不能なものは残置とする。 ②更新後も排水処理施設外の設備と取り合いのある信号ケーブルは県水道局殿にて布設して頂く。 ③排水処理設備と外部設備との信号授受は浄水場管理棟の監視設備との取り合いに集約するものとし、現状では「排泥ポンプ現場盤」、「排泥弁現場盤」、「排泥桁液位計盤」と直接取り合いのある信号がありますが、更新後は浄水場管理棟の監視設備との取り合いとするものと考えてよろしいですか。	お考えのとおりです。	メタウォーター株式会社
14	業務要求水準書	9	Ⅲ-3	(1)	②	要求水準書の別紙3(本事業の対象設備(建築設備))に示されている設備は、脱水機棟における設備であり、その他の既設濃縮施設における設備は更新対象外であると考えてよろしいでしょうか	既設濃縮施設における設備も更新対象です。	大日本土木株式会社

No.	資料名	該当頁	項目番号			質問	回答	質問者企業名	
15	業務要求水準書	9	Ⅲ-3	(1)	1)	②	(別紙3)雨樋:SPφ60~φ75は更新対象ですが、仕様の変更(VU管等)は可能と考えてよろしいでしょうか。	雨樋については、本年度県水道局にて更新します。別紙3に記載されていますが、更新対象から除外します。	大日本土木株式会社
16	業務要求水準書	9	Ⅲ-3	(1)	1)	②	(別紙3)雨樋:SPφ60~φ75は更新対象ですが、屋上のドレン及び屋内排水ドレンは躯体に打ち込まれているため更新対象外と考えてよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。ただし、維持管理・運営業務に支障を及ぼす危険性がある場合には更新願います。	大日本土木株式会社
17	業務要求水準書	9	Ⅲ-3	(1)	1)	③	(別紙2)本事業の対象設備(機械設備)に「機器用クレン」がありますが、クレン取付用レールは建築構築物と考えます。このため「クレン取付用レール」については今回更新対象外と考えてよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。日常の点検は事業者、修繕は県水道局が行います。	大日本土木株式会社
18	業務要求水準書	9	Ⅲ-3	(1)	1)	④	要求水準書質問に対する回答No76では、取替え不可能なものは躯体コンクリート内埋め込まれた電線管等類するものが該当、とされています。 (1)既存給水、汚泥等配管の躯体貫通部配管(躯体を挟むフランジ間の管)も躯体コンクリートに埋め込まれたものであり該当することを確認させて下さい。 (2)現況調査では既設貫通配管(給水、汚泥、ろ液)は錆等劣化が見られました。これら貫通管の更新判断、施工は県水道局殿所掌して頂きたいと確認させて下さい。 (3)躯体コンクリート貫通管更新の場合、管通孔を既存管隣り箇所等に新規に設けることとなると想定されます。これら貫通管新規貫通孔設置に対する既存脱水機棟の耐震性影響判断は県水道局殿所掌であることを確認させて下さい。	(1)、(2)について、お考えのとおりです。ただし、事業者が運転に支障を及ぼす危険性があると判断した場合には更新願います。 (3)については管通孔である限り多少の工夫により耐震性の再評価を回避することは十分可能なはずであり、県水道局所掌とはしません。	メタウォーター株式会社
19	業務要求水準書	9	Ⅲ-3	(1)	1)	④	「既存コンクリート建築物、構築物の固有の原因により発生するトラブルについては、県水道局が責任を負う」との記載がありますが、現況調査時において脱水機下部の小梁に躯体欠損、室内排水溝グレーチング、グレーチング枠、枠廻りスラブに欠損が見受けられました。現在顕在化している既存コンクリート建築物・構築物の瑕疵については、県水道局殿の負担で、事業開始前に修繕していただくと考えてよろしいでしょうか。	事業開始前に全ての修繕を行うことは物理的、また、予算上からもできません。今年度、外壁の修繕等を実施します。修繕対象については、既存機械設備撤去までに提示してください。	大日本土木株式会社
20	業務要求水準書	9	Ⅲ-3	(1)	1)	④	実施方針(改定版)において、「添付資料.1県水道局が別途公共事業にて整備する範囲」の記載がありましたが、県水道局殿が別途公共事業にて整備する工事は、事業開始前に完了していただくと考えてよろしいでしょうか。	「添付資料.1県水道局が別途公共事業にて整備する範囲」記載の「1 PFI事業用地の範囲外を別途公共事業で整備するもの」については、提案内容に左右されますので事業開始後になります。「2 PFI事業用地の範囲内を別途公共事業で整備するもの」については、事業開始前に完了する予定です。	大日本土木株式会社
21	業務要求水準書	9	Ⅲ-3	(1)	1)	④	平成20年12月26日掲載 業務要求水準書(案)に対する質問、質問に対する回答 No.82に「金属製ドア及びシャッターを更新対象に追加します。」とのご回答がありますが、H21.08.24 現況調査時に、シャッターの塗り替えを今年度を実施するとの説明をいただきました。また、今回の業務要求水準書には更新のご指示がありません。更新対象の金属製ドア及びシャッターをご指示ください。	屋上ドア等は今年度修繕予定です。本件事業における更新対象設備を別紙-3-2に示します。	大日本土木株式会社

No.	資料名	該当頁	項目番号				質問	回答	質問者 企業名
22	業務要求水準書	9	Ⅲ-3	(1)	1)	④	(別紙2)本事業の対象設備(建築電気設備)に「ITV」がありますが、ITV取付用レールは建築構築物と考えます。このため「ITV取付用レール」については今回更新対象外と考えてよろしいでしょうか。	レールは更新対象ですが、ウェブカメラ等を使用する場合には、既設撤去とします。	大日本土木株式会社
23	業務要求水準書	10	Ⅲ-3	(1)	1)	⑤	更新する管路は、本要求水準書p4-Ⅲ-1-(1)に記された事業用地外で、かつ浄水場内での作業を伴いますが、作業時間、作業工程その他実施に際し特段留意する点があれば、ご教示ください。	作業時間、作業工程、その他実施に際しての詳細事項については、浄水場と協議して決定してください。	大日本土木株式会社
24	業務要求水準書	10	Ⅲ-3	(1)	1)	⑤	(参考図1-3)脱水機棟南西側の油水分離槽の雨水排水流末が、雨水管に接続されていますが、今回更新についても汚水管ではなく、雨水管に接続するものと考えてよろしいでしょうか。	下流側雨水管に接続しますが、油水分離槽を設置し油等の有害物が混入することがないように、適切な対策を講じてください。また、定期的に当該位置において油膜等の有無を確認し、確認された場合には速やかに除去してください。	大日本土木株式会社
25	業務要求水準書	10	Ⅲ-3	(1)	1)	⑤	(参考図1-3)脱水機棟西側の給水管と雨水管の間に雨水本管の記載がありますが、事業用地内の排水計画において、当該雨水本管の利用を計画していますが、当該雨水本管の位置と流末をご教示願います。	参考図1-3に示すように、排水処理棟端部より約30m先の既設マンホールから場外に排水し、千葉ニュータウン雨水管に接続しています。流末は不明です。	大日本土木株式会社
26	業務要求水準書	10	Ⅲ-3	(1)	2)	②	建設基準法では、敷地内通路の設置基準を今回該当の大規模建築物が延べ面積1000m ² 以上について ・通路の位置: 避難階の出口又は屋外避難階段から道路に通じる部分 ・通路幅:1.5m以上と規定しています。 事業用地に場内道路を含まない位置とした場合、既存植栽部分が敷地内通路となります。 この際、既存植栽部分は通行の利便性、安全性の観点から舗装等変更する必要性が想定されます。 植栽変更について本事業要求水準では不可の指定はないでしょうか。	植栽の変更については、不可の指定はありませんので舗装等に変更することも可能です。	メタウォーター株式会社
27	業務要求水準書	10	Ⅲ-3	(1)	2)	②	「進入道路は幅員4.0mとする」との記載がありますが、「千葉県廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱」によると、新設する搬入道路は幅員5.5m以上となっています。更に安全面を考慮し、幅員6.0mの計画を考えていますが、よろしいでしょうか。 又、道路両端にはU字溝が必要と考えますが、よろしいでしょうか。	幅員6.0mで結構です。また、道路両端外側にはU字溝を設けてください。進入道路は幅員6.0mとしてサービス購入料に見込んでいます。	大日本土木株式会社
28	業務要求水準書	10	Ⅲ-3	(1)	2)	②	進入道路の幅員は4.0mとなっていますが、最低限確保すべき幅員か、必ず遵守すべき幅員かご教示ください。又遵守すべき幅員とした場合、側溝など排水設備も含め、4.0mの道路幅員とするべきか、排水溝は4.0mの外に設けてよいかご教示ください。	質問27を参照してください。	大日本土木株式会社

No.	資料名	該当頁	項目番号				質問	回答	質問者 企業名
29	業務要求水準書	10	Ⅲ-3	(1)	2)	②	事業区域の周囲に高さ1.8m以上の柵を設置とありますが、此処で記された事業区域とは、本要求水準書p4-Ⅲ-1-(1)に記された事業用地と同一との解釈でよろしいでしょうか。また公道より事業用地までの進入道路の両側には柵は不要との理解でよろしいでしょうか。	前段についてはご解釈のとおりです。また、後段についてもご理解のとおりです。	大日本土木株式会社
30	業務要求水準書	10	Ⅲ-3	(1)	2)	②	H21.08.24 現況調査時に、事業用地周囲に既存セキュリティセンサーがありました。既存センサーの盛り替え、及び、維持管理は本事業の対象外と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	大日本土木株式会社
31	業務要求水準書	10	Ⅲ-3	(1)	2)	②	「事業区域の周囲に高さ1.8m以上の柵を設置」とありますが、H21.08.24 現況調査時に事業区域西側境界は既設の柵の位置と伺いました。事業区域西側については、既設の柵を利用してもよろしいでしょうか。	既設の柵を利用しても構いません。	大日本土木株式会社
32	業務要求水準書	10	Ⅲ-3	(1)	2)	②	「浄水場との通用口を設置」とありますが、事業区域南側の通用口の設置に伴い、事業区域外の緑地、土間、CB塀を撤去し、アスファルト舗装の通路を設けることは可能でしょうか。	可能です。	大日本土木株式会社
33	業務要求水準書	10	Ⅲ-3	(1)	2)	②	公道より事業用地までの進入道路を設置しますが、進入道路は事業用地外であり、雨水排水は事業区域外の側溝に排水するとしてよろしいでしょうか。	既設道路の側溝に接続し排水してください。	大日本土木株式会社
34	業務要求水準書	10	Ⅲ-3	(1)	2)	③	既存脱水機棟の構造壁に、配管、配線等のための開口部を新たに設ける場合においても耐震性の照査、ならびに必要な耐震補強工事の実施は必要でしょうか。又脱水機棟の改良により、耐震補強が必要と判断され、補強工事を行なった場合においても、既存コンクリート建築物・構造物の固有の原因により発生するトラブルは、県水道局が責任を負うことをご確認ください。	前段については、質問18に示したように、管通孔ならば多少の工夫により耐震性の再評価を回避することは十分可能と考えます。後段の脱水機棟の改良に伴い、耐震補強工事を行なった場合には事業者が責任をもつこととなります。	大日本土木株式会社
35	業務要求水準書	10	Ⅲ-3	(1)	2)	③	既存脱水機棟のアスベスト対策工事実施時期について「事業者は工事初期において、これらの対策工事を実施するものとする。」とありますが、維持管理・運營業務の開始となる平成23年4月以後速やかに行うものと考えてよろしいでしょうか。	更新工事を行う場所・進捗に併せて必要な対策工事を実施してください。	大日本土木株式会社

No.	資料名	該当頁	項目番号			質問	回答	質問者企業名	
36	業務要求水準書	11	Ⅲ-3	(1)	3)	④	<p>「雑排水及び汚水は浄水場の合併浄化槽へ排水すること」と記載あります。既設ケーキヤードの濃縮槽側位置に、ケーキヤードにて発生する排水(雨水、雑排水)を集水するピットがあります。本ヤード排水ピット、及びこの排水経路については要求水準書参考図1-1~1-3及び閲覧公開された既設場内配管図において記載がありません。これに対し現況調査会では調整槽へ排水移送との御説明でした。(1)事業者は各許認可申請に当たり本ヤード排水ピットからの既存排水経路は現地説明経路が正であることを示す既設配管図等の資料が必要と想定されます。排水経路図等の御提示または県水道局殿で相違ない旨を明示した資料の御提示を御願ひ致します。(2)上記排水配管(埋設含む調整までの全経路)、及びヤード排水ポンプ(機器)、同供給電源設備は要求水準書参考図1-1~1-3および別紙-2更新対象設備に記載なく事業者の更新対象外であることを確認して下さい。(3)本排水ピットからのヤード排水は事業者が運営開始以降も同じ既存排水路を使用することは必然事項となります。本排水管の劣化に伴うリークまた閉塞等不具合発生に対してリスク(復旧処置、ペナルティー)は事業者所掌外であることを確認して下さい。</p>	<p>今回追加した参考図1-4を参照してください。(1)については、ケーキヤードにて発生する排水を無処理で場外に排水できないので、ケーキヤード端の既設側溝ピットに集水後、調整槽または濃縮槽に返送してください。排水始点であるピットから調整槽または濃縮槽にいたる排水管ルートは事業者提案によります。(2)及び(3)についてはその必要機器・設備並びに排水管の費用をサービス購入料に見込みますので、事業者所掌とします。</p>	メタウォーター株式会社
37	業務要求水準書	11	Ⅲ-3	(1)	3)	④	<p>H21.08.24 現況調査時に、既設ケーキヤードの横の雨水排水にポンプ及び電源版が設置されていましたが、ポンプは更新対象外と考えてよろしいでしょうか。</p>	質問36を参照してください。	大日本土木株式会社
38	業務要求水準書	11	Ⅲ-3	(1)	3)	④	<p>現況ケーキヤードの排水は合併処理槽に排水されていると考えてよろしいでしょうか。</p>	現況ケーキヤードの排水は合併処理槽ではなく、調整槽に排水されています。	大日本土木株式会社
39	業務要求水準書	11	Ⅲ-3	(1)	3)	④	<p>既存建築付帯設備の受水槽及び加圧給水ポンプは現在使用されているでしょうか。現状不使用を前提で(今後の建築付帯給水は直圧で水圧確保される考え)、事業者としては上記2機器の撤去のみの計画で支障ないものと考えます。参考に現状の排水処理棟へ供給している給水圧をご教示願ひます。</p>	現状、直接給水となっており、加圧給水ポンプは使用していません。本計画でもこれを踏襲願ひます。GLを基準にした圧力は、給水槽LWLが23mほどであるのに対して脱水機棟屋上が20mであり、給水量によって多少の圧力変動は生じるとしても実用上問題ない水圧が得られます。	大日本土木株式会社
40	業務要求水準書	12	Ⅲ-3	(1)	3)	④ 表No.6	<p>浄化槽側に新設する局の配電制御盤は、屋外防水型でよろしいでしょうか。</p>	お考えのとおりです。	大日本土木株式会社
41	業務要求水準書	12	Ⅲ-3	(1)	3)	④ 表No.8	<p>「8.局側配電盤に分岐ブレーカ設置」とありますが、局側配電盤の設置位置をご教示願ひます。又、局側配電盤の容量は、汚水ポンプへの電源供給が可能であると考えてよろしいでしょうか。</p>	前段について、局側配電盤は汚水ポンプ直近に設置されています。後段については、お考えのとおりです。	大日本土木株式会社

No.	資料名	該当頁	項目番号				質問	回答	質問者企業名
42	業務要求水準書	12	Ⅲ-3	(1)	3)	④ 表No.10	「10.更新する汚水ポンプ廻りの配管更新」とありますが、具体的な配管更新の範囲をご教示願います。汚水ポンプ及びマンホール内の配管を更新対象としてよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。	大日本土木株式会社
43	業務要求水準書	13	Ⅲ-3	(2)	2)		維持管理期間中に事業者が既存コンクリート建築物・構造物に関して実施する点検・保守において、修繕すべきと判断される箇所が見つかった場合の事業者の責任範囲は、県水道局に連絡・通知を行なう迄で、修繕の実施は県水道局様の指示によるとの理解でよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。	大日本土木株式会社
44	業務要求水準書	別図1					全ての外構施設についての維持管理は事業者範囲となっておりますが、別図-1では事業者にて設置する進入道路の管理は事業者管理対象外と読み取れます。進入道路は事業者管理対象とならないとの理解でよろしいでしょうか。事業者管理対象となる場合、入札説明書記載の県水道局殿による用地取得後の「浄水場外部フェンス位置」をご教示願います。提案項目に保安・防犯に関する具体的方法を記入する必要があるためです。	前段については、屋間における車両の安全通行を意図した管理とお考えください。後段については、用地取得後も現状外部フェンスの位置は変更しません。このため様式7-9にて求めている保安・防犯に関する具体的方法はあくまで進入道路を除外した事業区域内を対象に記述してください。	メタウォーター株式会社
45	業務要求水準書	別紙2	4/8				機械設備更新対象に「機器用クレン」がありますが、クレン取付用レール、タラップ含むクレン点検架台の2点は建築構築物と考えます。このため上記2点は今回更新対象外であることを確認させて下さい。	お考えのとおりです。	メタウォーター株式会社
46	業務要求水準書	別紙2	6/8				「本事業では、沈殿池汚泥を送泥する排泥ポンプ下流の排泥管を責任分界点とし、これより下流側の排水処理に供する設備等を対象範囲とするものであり」と記載されています。 一方、別紙2の本事業の対象設備(6/8)には「1号・2号排水液面計」が記載されていますが、これは上記の分界点より上流側で、薬品沈殿池下流側の排泥柵の液位計です。(排水処理施設事業区域外)この設備の液位発信器及び受信回路更新の施工区分については下記のように考えてよろしいでしょうか。 ①排泥柵液位計設備の機器製作・更新工事を事業者にて行う。 ②排泥柵液位計盤への電源供給及び排泥弁盤へのインタロック信号ケーブル工事は県水道局殿施工 ③排泥柵液位計設備の管理・運用は県水道局殿 また、既設の計測方式はエアバージ式液位計を使用しています。しかし、エアバージ用空気配管は排水処理棟から供給されているものであり、エアバージ式とする場合は排水処理棟から事業範囲外の設備へエアを供給することとなり品質保証の観点からも好ましくない為、エアバージ式以外の計測方式としてよろしいでしょうか。その場合、既設の排泥柵への空気配管は、事業用地内かつ埋設部以外を撤去範囲とします。	すべてお考えのとおりです。	メタウォーター株式会社

No.	資料名	該当頁	項目番号			質問	回答	質問者 企業名
47	業務要求水準書	別紙5	(1)	a		本項目は、事業契約書(案)における、サービス購入の減額及び支払い停止に対する免責事項であることから、計画高濁度を上回る原水濁度の例を「固形物量が当該季節の計画高濁度相当固形物量を上回った場合」と、具体的な表現に変更いただけませんか。	事業契約書(案)に関する質問23にて回答しているとおり、事業契約書(案)の別紙11を修正していますので業務要求水準書の記述内容は変更致しません。	メタウォーター株式会社
48	業務要求水準書	別紙5	(1)	b		本項目は、事業契約書(案)における、サービス購入の減額及び支払い停止に対する免責事項であることから、カビ臭物質発生の例を「2-MIB濃度が10ng/L以上の場合」と、具体的な表現に変更いただけませんか。	別紙5におきまして限界値が10ng/Lであることを明確にうたっておりますので、記述内容は変更致しません。	メタウォーター株式会社
49	業務要求水準書	別紙5	(2)	a		ピコプランクトンの測定は毎日決まった時間に行い、測定結果を2日以内に局に報告するとありますが、測定頻度は排水処理稼働日毎日、報告は2稼働日以内として宜しいですか。	結構です。	メタウォーター株式会社
50	業務要求水準書	別紙5	(2)	a		ピコプランクトン対策として「調整槽または濃縮槽の表層水をサンプリングし、微粒子の測定を毎日行う。」と記載されています。微粒子カウンターは通常ろ過水相当の濁度の低いサンプリング水を測定する装置であり、一般には0-2mg/L程度の濁度が測定範囲となります。今回のケースではサンプリング水濁度が上昇する場合は想定され想定不能となることも考えられます。必要により純水等により希釈し測定を行うものでしょうか。また、微粒子カウンターは卓上型等の装置により測定するものと考えてよろしいでしょうか。	濁度計と異なりますので、蒸留水で洗浄したろ紙(ワットマン305-04.粒子保持能20-25μm)を用いる過し、ろ液を微粒子計で測定する方法で行います。使用するろ紙の条件は、粒子保持能20-50μmで灰分が無い、少ないものを使用します。粒子数が多い場合は精製水(0.22μmでろ過したもので希釈し、検液とします。微粒子カウンターは卓上型で結構です。	メタウォーター株式会社
51	業務要求水準書	別紙5	(2)	a		微粒子の測定は、専門知識や熟練を必要としない微粒子カウンターによることとし、また、毎日、午後の決まった時間に測定し、測定結果を2日以内に局へ報告するものとする予定であるとあります。毎日とは、運転する日を指し、2日以内とは運転する日で換算する(=2運転日以内)との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	メタウォーター株式会社
52	業務要求水準書	別紙6				信号項目について「計装工事の延期等により、伝送項目は現時点で最終決定に至っていません」と記載されていますが、信号点数は伝送項目(案)程度と考えてよろしいでしょうか。	伝送項目については、計装工事の延期等により現時点で最終決定に至っておりませんが、別紙6を現時点で最新のものに修正しましたので参照してください。	メタウォーター株式会社